

令和5年度第2回公聴会及び
第3回山口県日本海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和5年8月21日

山口県日本海海区漁業調整委員会

令和5年度第2回山口県日本海海区漁業調整委員会公聴会議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和5年8月21日（月） 午後3時00分
- 2 開催場所 山口県山口市熊野町4-29 やまぐち湯田温泉 防長苑「孔雀」
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を
発した日 令和5年8月14日（月）
- 5 通知した項目
(1)項目
ア きじはたの採捕制限について
- 6 出席者
(委員：14名)
濱本 幾男、中島 均、森澄 一實、近本 佐知子、吉村 正義、若林 敏江、
南野 市治、仁保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、濱
谷 正、宇都宮 康彦
(県及び事務局)
水産振興課
生産振興班 主任 廣畑 二郎
漁業調整取締班 主査 土井 健一
下関水産振興局 主任 神尾 豊
萩・長門農林水産事務所 主査 松永 善文
事務局 事務局長 向井 秀
書記 中元 佑香
- 7 公聴会の結果
公聴人の出席がなく終了した。
- 8 審議の概要
向井事務局長 定刻となりましたが、公聴人の出席がございませんので公聴会の
方はこれで閉じさせて頂きたいと思えます。

(15:00 終了)

令和5年度第3回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和5年8月21日（月） 午後3時00分
- 2 開催場所 山口県山口市熊野町4-29 やまぐち湯田温泉 防長苑「孔雀」
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を
発した日 令和5年8月14日（月）

5 通知した項目

(1) 議題

- 第1号議案 きじはたの採捕制限について（委員会指示更新）
- 第2号議案 火船の集魚灯に使用する発電機の総設備容量に係る制限について
（委員会指示更新）
- 第3号議案 定置漁業及び区画漁業の免許について（諮問）
- 第4号議案 くろまぐろ区画漁業に係る天然種苗の活込尾数及び施設規模の制限に
ついて（委員会指示更新）
- 第5号議案 定置漁業の保護区域内における漁業の制限について（委員会指示更新）
- 第6号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）
- 第7号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）
- 第8号議案 敷網（棒受網）漁業及びすくい網漁業の許可の条件の変更について
（協議）

(2) その他（報告事項）

- ア 令和5年度響灘における山口・福岡両県漁業者交流会の結果について
- イ 山口県漁業調整規則第16条第1項に基づく変更の許可の基準の策定について
- ウ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）

6 出席者

（委員：14名）

濱本 幾男、中島 均、森澄 一實、近本 佐知子、吉村 正義、若林 敏江、
南野 市治、仁保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、濱
谷 正、宇都宮 康彦

（県及び事務局）

水産振興課

生産振興班 主任 廣畑 二郎

漁業調整取締班 主査 土井 健一

下関水産振興局 主任 神尾 豊

萩・長門農林水産事務所 主査 松永 善文

事務局

事務局長 向井 秀
書記 中元 佑香

7 傍聴人 なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議題

第1号議案 きじはたの採捕制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案どおり委員会指示を更新することを決定した。

第2号議案 火船の集魚灯に使用する発電機の総設備容量に係る制限について
（委員会指示更新）

【審議結果】

原案どおり委員会指示を更新することを決定した。

第3号議案 定置漁業及び区画漁業の免許について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

第4号議案 くろまぐろ区画漁業に係る天然種苗の活込尾数及び施設規模の制限に
ついて（委員会指示更新）

【審議結果】

原案どおり委員会指示を更新することを決定した。

第5号議案 定置漁業の保護区域内における漁業の制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案どおり委員会指示を更新することを決定した。

第6号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

第7号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

第8号議案 敷網（棒受網）漁業及びすくい網漁業の許可の条件の変更について
（協議）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、農林水産部長に回答することを決定した。

(2) 報告事項

ア 令和5年度響灘における山口・福岡両県漁業者交流会の結果について
事務局から報告を受けた。

イ 山口県漁業調整規則第16条第1項に基づく変更の許可の基準の策定について
水産振興課から報告を受けた。

ウ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）
水産振興課から報告を受けた。

9 審議の概要

向井事務局長 それでは、ただ今から令和5年度第3回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員定数15名のうち、14名の委員に御出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことを報告します。

議事に入ります前に会長から御挨拶をお願いします。

濱本会長 多忙な折、委員の皆様にはご参集いただき、ありがとうございます。
本日は、今年度3回目の委員会ということで、次第のとおり議事が予定されておりますので、慎重な審議をお願いします。

委員会後に情報交換会も控えておりますので、円滑な議事進行にもご協力をお願い致しまして、はなはだ簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。

向井事務局長 ありがとうございます。

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以降の進行は濱本会長にお願い致します。

濱本会長 議事に先立ち、まずは議事録署名人を指名いたします。

今回は西島委員、仁保委員をお願いします。

それでは第1号議案「きじはたの採捕制限について」事務局から説明をお願いします。

向井事務局長 それでは、お手元の資料の1ページをお開きください。

令和5年8月10日付けで山口県農林水産部長から当海区漁業調整委員会会長あてに要望書が提出されております。

現在発出していますきじはたの30センチ規制にかかる委員会指示の更新を求めるものです。委員会指示の案は、2ページのとおりとなっております。

最新の資源状況等につきましては、水産振興課から説明します。

廣畑主任 水産振興課の廣畑です。

資料3ページをお開きください。きじはたの資源増大に向けた取組ということで、その概要についてご説明します。

本県では、高単価のきじはた資源増大に向けて、種苗放流や漁場整備などの資源を増やす取組と資源を守る取組、体長制限ですけれども、これらの取組を連携して実施しています。

種苗放流については、県は全国に先駆けて、平成24年度から種苗生産の事業化を行っていきまして、毎年20万尾から30万尾の種苗放流を行っています。

漁場整備については、平成24年度から本県沿岸域において、きじはたの成長段階に合わせた漁場整備を行っています。

きじはたは、成長に伴って沖に移動する習性がありますので、それを考慮した漁場整備を行っています。

また、きじはたの採捕制限ということで、本県海域においては、平成25年10月1日から全長30センチ未満の採捕禁止を実施しています。

この採捕禁止については、市場関係者や洋上での遊漁者等への指導を実施しています。

きじはたの生産量ですが、一番下のところでは、

令和4年度までに、きじはたの生産量を5年間で105トンまで増加させる取組を推進してきました。

ここ3年、令和2年から令和4年までの間は、生産量は20トン未満で推移してきました。

取組を開始した平成25年度頃と比べると確実に生産量が増えていきますので、資源増大に向けた取組の成果が出ていると考えております。

今後もきじはた資源の維持やさらなる増大、漁業所得の向上を図るためには、採捕制限を継続する必要があると考えております。

説明は以上です。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご意見やご質問はありますか。いいですか。

ご意見等がなければ、原案どおり委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

異議なしと認めます。第1号議案は、原案どおり委員会指示を更新することとします。

続いて、第2号議案「火船の集魚灯に使用する発電機の総設備容量に係る制限について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

向井事務局長

事務局の向井からご説明します。お手元の資料4ページをお開きください。

火船の集魚灯に使用する発電機の総設備容量に係る委員会指示の更新でございます。

委員会指示の経緯を説明いたしますと、瀬戸内海以外の海域においては、火船の隻数、火船の集魚灯に使用する発電機の総設備容量は、山口県漁業調整規則において規定されておりましたが、令和2年12月の改正漁業法施行に伴い調整規則例が改正され、火船の集魚灯に使用する発電機の総設備容量の規定が削除されました。

山口県も規則例に倣い、調整規則を改正することとしました。

しかしながら、火光利用の制限については、漁業調整上、引き続き制限が必要であるため、許可漁業にあっては、許可等の条件で、自由漁業にあっては、海区漁業調整委員会指示で制限を行うこととし、3年前に開催された当委員会において協議され、今の委員会指示が発動されたところです。

具体的には、これまで調整規則により制限してきた許可漁業、中型まき網、小型まき網、敷網及びすくい網漁業については、許可等の条件で規制する。

その他の漁業については、委員会指示で規制することを決定しております。

指示の内容は、5ページに記載しています。

採捕の制限は、「漁業において火船1隻当たりの集魚灯に使用する発電機の総設備容量は、10キロワットを超えてはならない。ただし、漁業の許可及び取締りに関する省令に規定する中型まき網漁業並びに山口県漁業調整規則に規定する小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び小型いか釣り漁業を除く」としております。

制限する海域は、山口県日本海海区。指示の有効期間は、令和5年12月1日から令和8年11月30日までの3年間となっています。

以上で説明を終わります。委員会指示の更新について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

濱本会長

事務局からの説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はありますか。

いいですか。

意見等がなければ、原案どおり委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

異議なしと認めます。第2号議案は原案どおり委員会指示を更新することとします。

続きまして、第3号議案「定置漁業及び区画漁業の免許について」

事務局から説明をお願いします。

向井事務局長 お手元の資料6ページをご覧ください。
令和5年8月9日付で、山口県知事から当海区漁業調整委員会会長あてに諮問がされています。
内容については、水産振興課から説明します。

土井主査 水産振興課の土井です。
資料の7ページをご覧ください。
一番上に漁業権切替え作業の流れとあります。
まず漁業権切替え実態調査、切替え方針決定、海区漁場計画要望書提出を実施。
その後、海区漁場計画案に関する利害関係人の意見聴取を行った後、今年の3月から海区漁場計画案の公益調整を行いました。
令和5年5月に海区漁場計画案について、当委員会に諮問しております。
その後、令和5年5月30日付で、海区漁場計画を公示しております。
今年の6月から7月にかけて、漁協は漁業権取得や行使規則制定のための臨時総会を開催しました。
免許申請期間は、7月1日から7月31日としておりまして、本日、免許の諮問について当海区漁業調整委員会で協議する経過となっております。
免許事務については、8月に行い、免許を9月1日に行う予定となっております。
2番目に漁業権免許申請総括表を記載しています。
漁場計画数と免許申請数は同数となっており、区画漁業権と定置漁業権を合わせて28件となっております。
8ページ以降をご覧ください。
免許予定一覧表を掲載しています。8ページには、定置漁業権の一覧表を掲載しております。
9号までありますが、定第4号については、新規免許となります。県漁協の大井支店で新たに免許となります。それ以外は、更新となります。
9ページ以降は、区画漁業権の一覧表です。
区第6号と区第10号が新規となっております。
第6号については、くろまぐろの小割式養殖業で県漁協の通支店、第10号はうに養殖業で県漁協の六連島支店となっております。
1枚めくっていただいて、10ページに続きがあります。
区第17号は、県漁協の下関南風泊支店の貝類養殖となっております。

て、これが新規となります。

それ以外の区画漁業権については、更新となります。

11ページ以降については、参考図を掲載しております。

更新漁場については、白の菱形で、新規については黒の星印、区域の変更については、白の三角、区域以外の変更については、黒の三角で示しております。

例えば、13ページの大井支店で新規の定置漁業権第4号については、黒の星印となっています。

その隣に区第1号と区第2号がありますが、これについては、白の三角で区域変更となっています。

以上で説明を終わります。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご意見やご質問はありますか。いいですか。

ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

異議なしと認めます。第3号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

続いて、第4号議案「くろまぐろ区画漁業に係る天然種苗の活込尾数及び施設規模の制限について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

向井事務局長

資料の19ページをお開きください。

令和5年8月8日付で、山口県農林水産部長から当海区漁業調整委員会会長あてに協議がされています。

内容については、水産振興課が説明します。

土井主査

水産振興課の土井です。

資料の20ページをご覧ください。委員会指示の経緯を説明します。

近年のくろまぐろ養殖の生産増大に伴い、養殖用種苗として使用される未成魚の漁獲が急激に増大したことを受け、平成24年6月に水産庁は技術的助言「漁場計画の樹立について」により、各都道府県に対して、天然種苗の活込尾数の増加を前提としたくろまぐろ養殖漁場の数や生け簀の規模の拡大をしないよう求めました。

その後、国は取組みをさらに強化するため、「活込尾数の増加につながる漁場計画は樹立不可」、「天然種苗の活込尾数が平成23年度実績よりも増加しないよう、施設規模を漁業権の制限条件に付すこと」等

を内容とする農林水産大臣指示を各都道府県知事あてに発出しました。

なお、薄飼いによる生残率向上等を目的とした施設規模拡大等について地元要望がある場合は、個別に水産庁に協議するよう強い指導がなされました。

一方、本県において唯一、くろまぐろ養殖を行っている山口県漁業協同組合（大浦支店）からは、薄飼いによる生残率向上等を目的とした漁場の区域と施設規模を拡大したいとの要望が出されました。

当該要望に係る水産庁との協議は難航しましたが、漁業権の免許に当たり、県域において確実な担保措置（委員会指示発出及び報告徴収）を講じることを条件に水産庁の了承が得られ、平成25年8月21日に山口県農林水産部長からの要望を受け、当委員会は委員会指示を発出しました。

前回の区画漁業権の切り替えに際しても、平成29年6月9日付け水産庁技術的助言「漁場計画の樹立について」において、従前どおりの取り扱いとするとの内容を受け、同様の委員会指示を発出しております。

今回の区画漁業権の切り替えに際しても、令和4年4月14日付け水産庁技術的助言「海区漁場計画の作成等について」において、従前どおりの取り扱い対応（活込尾数の制限、活込尾数制限を遵守するための施設規模の制限）を求められています。

今回の切り替えにおいては、くろまぐろ養殖を行っている山口県漁業協同組合から、薄飼い等による生産性向上を目的として、大浦漁場の他に新たに通地先での新規漁場計画要望がなされました。

それについては、令和5年5月30日付けで山口県日本海海区漁場計画が公示され、令和5年7月31日に山口県漁業協同組合から、くろまぐろ区画漁業に係る海区漁場計画に対して免許申請がなされています。

以上の経緯を受け、別添のとおり、令和5年8月8日付で山口県農林水産部長から、当海区漁業調整委員会会長あてに委員会指示の発出依頼が出されております。

指示案については、22ページにお示ししております。

区第6号、仙崎湾の区画漁業権になります。

仙崎湾では、活込尾数が6,000尾を超えないようにしなければならないとしております。

施設規模については、46,652平方メートルの範囲内でいけすの形状、規格及び台数を変更することは差し支えないこととして施設規模を制限しています。

区第7号は従来の大浦のものです。

活込尾数は、15,598尾を超えないように漁場の使用を制限し

ています。

従来は、大浦のみで、活込尾数は、21,598尾を超えないよう制限しておりましたので、数は変わらないということです。

施設規模については、19,869平方メートルの範囲内でいけすの形状、規格及び台数を変更することは差し支えないこととして施設規模を制限しています。

指示の有効期間については、区画漁業権の免許の期間の開始日に合わせ、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間としています。

以上で説明を終わります。

濱本会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご意見やご質問はありますか。

中島副会長 確認ですが、他県は免許の条件で制限しているが、本県の場合は、拡大の計画があったので、委員会指示で規制しているという理解でよいですか。

土井主査 はい。

中島副会長 漁業権の免許の条件には、制限は入っていないという理解でよいですか。

土井主査 いえ、免許の条件に入っています。2重に規制しています。

中島副会長 2重に入っているということですか。それは、以前からですか。

土井主査 他県では委員会指示は出されておられませんので、2重規制については、次年度の課題にさせていただきたいと思えます。

中島副会長 分かりました。

濱本会長 他にご意見等がなければ、第4号議案については原案どおり委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長 全員異議なしと認めます。第4号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第5号議案「定置漁業の保護区域内における漁業の制限について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

向井事務局長

この議案も委員会指示の更新案件です。
事務局の向井から説明させていただきます。
お手元の資料23ページをご覧ください。
まず、委員会の経緯を説明させていただきます。この委員会指示については、定置漁業の保護を図るために昭和30年代に発出され、現在まで更新されています。
指示の有効期間については、毎年更新の時期もありましたが、現在は、定置漁業権の存続期間に合わせた5年間で発出されています。
今回の漁業権切替では、9件の定置漁業権が免許される予定ですが、うち1件が新規で、残り8件は従前どおりの内容で指示を発出するよう要望されています。
資料24ページから30ページには、今回切替の定置漁業権のある海域の山口県漁協3統括支店からの要望書を添付しています。
要望の内容は、それぞれの統括支店内で内部調整が整ったため、保護区域に係る委員会指示を発出していただきたいとするものです。
資料の31ページから委員会指示の案を掲載しております。
最初に保護区域ですが、指示の対象となる定置漁業権、定第1号から定第9号までの9箇所を記載しています。
参考として資料の34ページから38ページに保護区域を掲載しております。
いずれも定置漁業権の免許区域を囲うように保護区域が設定されています。
このうち資料35ページの新規免許となる定第4号については、新規に調整がされ、新たな保護区域になります。
33ページに戻ってください。
保護区域内における漁業の制限です。保護区域内においては、当該漁業に対して著しく支障を及ぼす行為又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を逸散させる行為をしてはならないとしています。
続いて指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日まで、定置漁業権の免許期間と同じ5年間としています。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご意見やご質問はありますか。
いいですか。
ご意見等がなければ、第5号議案については原案どおり委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長 全員異議なしと認めます。第5号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第6号議案「山口県資源管理方針の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

向井事務局長 資料39ページをお開きください。

令和5年8月1日付で山口県知事から当海区漁業調整委員会会長あてに諮問がされています。

内容については、水産振興課が説明します。

廣畑主任 水産振興課の廣畑です。

資料の40ページをお開きください。

まず、山口県資源管理方針の概要について説明します。

県においては、漁業法改正に伴い実装された新たな資源管理システムの運用方法等に関する事項を定めた山口県資源管理方針を令和2年12月1日に制定しております。

(1)の資源管理方針本文の主な内容です。

①特定水産資源(TAC対象種)の管理に関する基本事項では、国から配分された特定水産資源ごとの都道府県別漁獲可能量について、知事が設定した管理区分、関係漁業になりますけれども、への配分基準などを規定しています。

また、管理の基本は漁獲可能量となります。

配分量が少ない漁業区分である現行水準区分については、漁獲努力量による管理を併せて実施することとされています。

参考までに中段に県資源管理方針によるTAC管理のイメージ図を掲載しております。

漁獲可能量は、都道府県に配分された段階で、数量明示の区分と現行水準の区分に分かれます。

数量明示の区分であっても、県の中で現行水準の管理を行う場合もあります。

右の下の方、B県の配分というのがありますが、こちらの管理では数量明示の区分があつたり、現行水準の区分があつたりします。

続きまして、②特定水産資源以外の管理に関する基本事項ですが、こちらの方では、特定水産資源以外、各都道府県が重要な水産資源と位置付けている特定水産資源以外の水産資源についての資源管理の方針を規定しています。

特定水産資源以外の水産資源については、地域の実態に応じた自主的管理となる資源管理協定による資源管理を基本としています。

(2)の県方針の策定、変更手続きですが、①から⑤の5段階の手続きを経て行われます。

今回は、③の知事は関係海区漁業調整委員会に諮問という手続きになります。

資料4 1 ページに移ります。今回の改正概要について説明します。

変更点は2点ありまして、まず、1点目が特定水産資源別紙1における漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項の変更になります。

特定水産資源、まあじ、まいわし、するめいか、さば類については、配分量が少ない現行水準区分が設定されております。

この現行水準区分では、漁獲の積み上がりを抑制するため、漁獲可能量以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行う旨を規定しています。

現在、これらの4水産資源については、大型定置漁業の漁獲努力量の上限を統数8統と規定しています。

ただ、先ほどの議案にありましたが、令和5年9月1日における定置漁業権の免許切替において、萩市大井の小型定置網漁業が大型定置漁業の新規免許を受ける予定となっております、それに伴い大型定置漁業の統数が8統から9統へ変更となります。

今回は、その変更に合わせて大型定置漁業の統数制限を設定している特定水産資源の規定を変更するものです。

なお、大井定置については、従来から小型定置網漁業として漁業を行っており、今回は漁具の規模を変更せずに新たに定置漁業権の免許を受けるものであり、対象資源に対する漁獲圧は従来とほとんど変わらないと判断しています。

2点目の変更点が、まいわし対馬暖流系群別紙1-2における漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準の追加になります。

この規定について、まいわし対馬暖流系群については方針策定当初から入れられておらず、他の水産資源については、当初から入っていましたが、まいわし対馬暖流系群のみこの規定が入ってなかったということで、今回、他の特定水産資源と同じ規定を設けたものです。

資料4 2 ページから4 4 ページまでが新旧対照表になります。

まず、4 2 ページですが、まあじです。左側が新しいもので、右側が現行になります。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項のところ、大型定置漁業の漁獲努力量の上限を8統から9統に変更しています。

4 3 ページ、まいわし対馬暖流系群ですが、こちらの方は、第3 漁獲量の知事管理区分への配分の基準ということで、「全量を山口県まいわし漁業に配分する」という文言を入れてあります。

第4は、まあじと同じ変更になります。するめいか、さば類についてもまあじと同様に大型定置漁業を8統から9統に変更しております。

す。

資料45ページから54ページまでに、山口県資源管理方針の改正本文を掲載しております。

以上で説明を終わります。

濱本会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご意見やご質問はありますか。

中島副会長 念のための確認ですが、まぐろに統数は入っていなかったですか？

廣畑主任 まぐろは、数量明示になりますので、統数は入っていません。

濱本会長 いいですか。

中島副会長 はい。

濱本会長 他にありますか。いいですか。

他にご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長 異議なしと認めます。第6号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

続いて、第7号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」事務局から説明をお願いします。

向井事務局長 資料55ページをお開きください。

令和5年8月15日付で、山口県知事から当海区漁業調整委員会会長あてに諮問がされています。

内容については、水産振興課から説明します。

土井主査 水産振興課の土井です。

新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間についてということで、県内の許可に関わるもの1件です。

56ページをお開きください。制限措置ですが、漁業種類は小型機船底びき網漁業手繰第三種なまこ桁網漁業、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1隻、船舶の総トン数は3トン未満、推進機関の馬力数は48キロワット以下、電気点火機関は30キロワット以下となっています。

操業区域は、57ページにありますように共第19号ということで、

油谷湾となります。

漁業時期は、12月15日から翌年3月31日まで、漁業を営む者の資格は、山口県長門市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者としています。

2番目の申請期間については、8月22日から9月22日まで1カ月間

許可の有効期間の末尾は、既存同許可の末尾と同日、令和8年12月14日とします。

以上で説明を終わります。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご意見やご質問はありますか。いいですか。

ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

異議なしと認めます。第7号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

続いて、第8号議案「敷網（棒受網）漁業及びすくい網漁業の許可の条件の変更について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

向井事務局長

資料59ページをご覧ください。

令和5年8月15日付で山口県農林水産部長から当海区漁業調整委員会会長あてに協議がされています。

内容については、水産振興課から説明します。

土井主査

水産振興課の土井です。

資料の60ページをお開きください。

長門市仙崎湾海域におけるすくい網漁業及び敷網漁業の条件に変更についての協議です。

経緯、変更理由等を説明します。

長門地区では昔からすくい網漁業及び棒受網漁業が主幹産業の一つとなっており、水揚げされたいわし類は地元の水産業の加工原料として重要な役割を果たしています。

昨今の漁業就業者の減少や高齢化に伴い許可隻数は減少し、また、漁場環境や海況の変化、燃油高騰等によって漁業経営は厳しさを増しています。

そのような理由から、山口ながと抄・棒受網組合からすくい網漁業

及び棒受網漁業の規制緩和（操業可能区域拡大）が要望されました。

当該要望について、長門統括支店運営委員長会議において協議を重ねた結果、仙崎湾で操業する関係漁業者の同意が得られ、長門統括支店運営委員長会議での了承が得られました。

この了解を受けて、令和5年7月26日、山口県漁業協同組合長門統括支店から県知事あてに要望書の提出がありました。

要望書は70ページに添付しています。

要望の内容ですが、記のところにあるように別図の区域において、すくい網及び棒受網について、2月1日から3月31日、7月1日から9月30日、11月1日から12月31日の間の操業を認めていただきたいとするものです。

71ページに斜線が入っている海域は、もともと禁止区域になっていましたが、この海域において2月1日から3月31日の間、7月1日から9月30日の間、11月1日から12月31日の間、操業を認めて欲しいとする要望です。

60ページにお戻りください。

すくい網漁業及び棒受網漁業の維持・存続は地域水産業にとって極めて重要であり、今回の要望は当該漁業者の経営安定の一助とするためになされた要望であるとともに、当該漁業の振興につながるものがあります。

このため、長門市仙崎湾海域におけるすくい網漁業及び棒受網漁業の条件を変更し、漁場の有効活用と経営安定を図ろうとするものです。

条件の変更案の新旧対照表をお示ししています。

内容は、先ほどの71ページの区域で説明した期間内において操業できるようになることを表しています。

68ページに今後のスケジュールを示しています。

条件変更の協議終了後、8月下旬から9月末にかけて許可証の書き換えに係る説明を各地で行いたいと思います。

令和5年10月1日付で許可証の書き換えを行う予定です。

対象の許可数ですが、棒受網漁業が30隻、すくい網漁業は43隻です。

その他、釣等のための餌料確保の棒受網漁業が2隻あります。

従来棒受網は、130隻以上許可があり、すくい網漁業は200隻ほどありましたが、激減しております。

このような状況を改善するためにも改正が必要と考えていますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

濱本会長

ただ今説明がありました。どなたかご意見やご質問はありますか。地元の方から何かございますか。

南野委員 長門統括支店の中で、調整が整っていますので問題はありません。
また、漁業者への説明や許可証の回収でご苦勞をおかけしますが、
よろしくをお願いします。

濱本会長 他になにかありますか。
ご意見等がなければ、第8号議案の協議について、原案のとおり適
当である旨回答してよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長 全員異議なしと認めます。第8号議案は、「原案どおりで適当である」
旨回答することとします。

本日の議案は、以上となります。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「令和5年度響灘におけ
る山口・福岡両県漁業者交流会の結果について」事務局より報告をお
願いします。

向井事務局長 資料72ページをご覧ください。

これについては、事務局の向井から説明します。

交流会の経緯です。漁業者交流会の経緯については、平成8年3月
に開催された響灘連合海区漁業調整委員会において、いかつり漁業の
覚書締結後の両県漁業者の円満操業のため、福岡県委員から提案があ
ったもので、以後、毎年開催されています。

交流会の開催当初は、県境付近海域のいかつり漁業に限定した交流
会でしたが、近年では、釣りやはえ縄とかの漁業についても操業調整
について協議されています。

令和2年から令和4年の間は、コロナの影響で中断していましたが、
本年3月に開催された響灘連調委において、中島副会長から交流会を
再開してはどうかとの提案がされました。

両県で調整した結果、本年7月18日に山口県下関市で交流会を開
催しましたので、その結果について報告します。

交流会の出席者は、山口県側が12名、福岡県側が15名、その他
両県の漁協、漁連、行政関係者がオブザーバーとして参加しました。

協議の結果としては、本年6月に響灘において、山口県のはえ縄漁
業と福岡県の2そうごち網との間で漁場競合が起きたことから、本県
の漁業者から沖合での連絡体制を確立したいとの申し入れをしまし
た。

福岡県側からは、持ち帰り関係者に要望を伝えたいとの発言があり
ました。

その後、福岡県行政を通じまして、福岡県2そうごち網の無線周波

数について連絡を受けまして、本県漁業者へその無線周波数を伝達しています。

その後は、この海域で漁場競合が起きたという報告は聞いておりません。

その他山口県の樽流しの操業ルール、集魚灯のルールについて確認がなされるなど円満な話し合いが行われました。

交流会の報告は以上です。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。
いいですか。

続いて、報告事項イ「山口県漁業調整規則第16条第1項に基づく変更の許可の基準の策定について」水産振興課より報告をお願いします。

土井主査

水産振興課の土井です。

山口県漁業調整規則第16条第1項については、知事許可漁業の許可を受けた者が定められた制限措置と異なる内容で知事許可漁業を営もうとする場合、知事の許可を受けなければならないと規定されています。

つまり、操業区域や操業期間を変更しようとするときは、変更の許可を受ける必要があります。

行政手続法では、第5条第1項において行政庁は審査基準を定めるものとされていることから当該変更許可に関しまして審査基準を定めるものです。

今後は、当該基準に基づき変更の許可を行うこととします。

基本的には、規則第16条第1項に基づく変更の許可は、原則として行わない。ただし、漁業調整上支障がない場合はこの限りではないということで、必要に応じて変更の許可を行うが、原則としては行わないという審査基準を作成しましたので報告します。

以上で説明を終わります。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。
いいですか。

それでは、続いて、報告事項ウ「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」水産振興課より報告をお願いします。

廣畑主任

水産振興課の廣畑です。

資料の74ページをお開きください。

令和4管理年度のさば類の知事管理漁獲可能量を変更しましたので、その内容について説明します。

まず、付帯決議ですが、日本海海区漁業調整委員会については、6

月8日、当初の漁獲可能量設定の時ですが、この時に漁獲可能量の変更については、事後報告とさせていただくことで付帯決議をいただいています。

付帯決議に基づく令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の変更ですが、表の一番下にあります6月21日に管理区分間の融通、これは前回の委員会の際に諮問させていただいたものですが、これと併せて鹿児島県からの融通による変更をしています。

県全体では、3,100トン、中型まき網漁業については、2,540トン、その他の漁業については現行水準という形で変更をしています。

なお、さば類については7月1日から令和5管理年度に入っています。

説明は以上です。

濱本会長 ただ今説明がありました、どなたかご質問はありませんか。いいですか。

中島副会長 結果として何トン残りましたか。

廣畑主任 300トン位余りました。
県全体の消化率は、90パーセント位、中型まき網漁業の管理区分では、かなり消化率は高かったですが、現行水準のところは余り伸びませんでした。

5月以降、中型まき網漁業では、漁獲の積み上げがハイペースで進んでいましたが、個別割当の管理をして漁獲が抑制された部分もありまして、6月の最後に枠が残っていましたが、シケが続いた結果、浄化率はあまり高くならなかったということです。

中島副会長 令和5管理年度の県全体の枠はどれくらいですか。

廣畑主任 1,700トンです。

中島副会長 令和4管理年度は、だいぶ苦勞されたようだが、漁獲が続くようであれば、令和5管理年度も枠の確保をよろしくお願いします。

廣畑主任 必要に応じて追加配分の交渉はしていきたいと思えます。

森澄委員 さばが今年は良かったという報告が前回の委員会でもありましたが、さばの平均単価はどの位でしたか。

廣畑主任 サイズにより、単価がかなり違います。
 中型まき網で漁獲していたものは、かなり小型のさばになります。
 この小さいさばは、キロ50円ですね。

森澄委員 はい分かりました。

濱本会長 他にありませんか。
 以上を持ちまして本日の議題は全て終了しましたが、他に何かありますか。事務局何かありますか。
 ないようですので、それでは、以上を持ちまして本日の委員会を終了します。
 慎重なご審議ありがとうございました。

(15:57 終了)

上記のとおり令和5年度第3回山口県日本海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人